

生活保護のしくみ

<< 生活にお困りの方に >>



このしおりは、生活保護についてできるだけわかりやすく、また、正しく理解していただくために大切なことが書いてありますので、必ず読んでください。

生活保護とは

私たちが生活しているうちには、高齢や病気などで収入が少なくなり、手持の預貯金や資産の処分などを行っても、どうしても生活が出来なくなることがあります。

生活保護は、このような時に、最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送れるように、援助することを目的とした制度です。

長久手市福祉事務所（福祉課）

生活保護を受けるために

生活保護は、次のような活用できる能力や資産などをすべて活用しても生活に困る場合に、その不足分を補うために初めて適用されるものです。

ただし、暴力団員に対しては、保護を受ける要件を満たさないものとして、申請を却下するなど厳正に対応します。

1 働く能力の活用

働くことのできる方は、その能力に応じて働いてください。

2 資産の活用

預貯金や土地・家屋、自動車、生命保険等の貸付金・解約金などで

活用できるものは、すべて生活のために活用してください。

3 扶養能力の活用

仕送りなどの援助については、お身内（親、兄弟姉妹、子供等）

とよく話し合ってください（扶養義務のある親族には原則として扶養の照会を行います）。

4 社会保障制度などの活用

年金・手当など他の法律や制度で利用できるものは、すべて生活

保護に優先して受けて活用してください。

（老齢年金、傷病手当金、雇用保険失業給付、児童手当、児童

扶養手当など）

生活保護費の計算方法

世帯を単位に計算した最低生活費と世帯の収入を比べ、不足する額が支給されます。

最低生活費		
収入	(勤労収入には控除があります)	不足部分
		保護費支給額

生活保護の種類

生活保護は、その内容によって8種類の扶助に分けられます。

- ① 生活扶助 毎日の生活に必要な食費や光熱水費などの費用
- ② 住宅扶助 家賃などの住まいの費用(ローン返済は含みません)
- ③ 教育扶助 義務教育に必要な学用品、教材費、給食費などの費用
- ④ 医療扶助 病気やケガの治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助 介護サービスを利用するために必要な費用
- ⑥ 出産扶助 出産に必要な費用
- ⑦ 生業扶助 高等学校に就学するために必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助 葬式に必要な費用

生活保護の手続き

市役所福祉課で、「保護申請書」の提出などの手続きをしてください。

申請

申請の際には、あなたや家族の収入や資産がどれくらいあるかを申告する「収入申告書」や「資産申告書」、また収入や資産の状況について関係機関に報告を求めることについての「同意書」などを提出していただきます。

調査

ケースワーカーがあなたの家庭などを訪問して、生活状況などを聞き取るほか、金融機関や扶養義務者への照会などを行います。

決定

調査が終わると、保護が必要かどうか、また、どの程度の保護が必要かを決定し、通知します。

申請をされてから決定通知があるまでに、次のようなことがあれば、すぐに市役所福祉課（電話 0561-56-0640）に連絡してください。

- 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなど全ての収入）
- 家族に変動があったとき（出生、死亡、転入、転出）
- 入院、退院したとき
- その他、生活の状況が変わったとき